

申込人および担保提供予定者(以下「担保提供予定者」といいます)は、株式会社新生銀行(以下「銀行」といいます)に対する住宅ローンの借入申込(その他諸契約の申込を含み、以下「本申込」といいます)にあたり、下記の「個人情報の取り扱いに関する同意書」および「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の各条項に同意します。申込人は、下記の「パワーフレックス口座についての確認書」の各条項を確認しました。なお、本書に基づく同意および確認は、本申込による契約(以下「本契約」といいます)の締結後も失効せず有効に存続するものとします。また、申込人および担保提供予定者は、これらの写しを受領しました。

## 記

## 1.個人情報の取り扱いに関する同意書

## 第1条(個人情報の収集・利用に関する同意)

1.申込人および担保提供予定者は、本申込、本契約、本契約に付随する諸手続き、パワーフレックス口座の開設手続き(以下併せて「本契約にかかる手続き」といいます)、および継続的な利用に際して、銀行が、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、下記の個人情報(本申込後の変更内容および本申込前に取得した内容も含み、以下「個人情報」といいます)を保護措置を講じたうえで収集し、下記業務および銀行の子会社・関連会社や提携会社等における金融商品やサービスに関し、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

## 【個人情報】

- 銀行所定の申込書に、申込人および担保提供予定者が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の「属性情報」(本契約締結後に銀行が申込人および担保提供予定者から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます)
- 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、契約金額、融資対象物件、支払回数、支払方法、毎月の支払金額等の「契約情報」
- 本契約に関する支払開始後の利用残高、返済状況、履歴等に関する「取引情報」
- 申込人が申告した申込人の年収(世帯年収を含みます)、資産、負債、銀行が収集しているほかの金融機関等の利用履歴および債務の状況等の「支払能力判断のための情報」

## 【銀行が行う業務の内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含みます)

## 【個人情報の利用目的】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため。
- 犯罪収益移転防止法に基づく本人の確認等や、金融商品やサービスの利用にかかる資格等の確認のため。
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため。
- 融資の申込や継続的なご利用等に際しての判断のため。
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため。
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- 契約(銀行とお客さまとの間の契約および銀行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます)や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- 銀行のホームページ(<https://www.shinseibank.com>)に掲載している「新生銀行グループにおける個人情報の共同利用」に基づく共同利用のため。
- 各種取引の解約や取引の解約後の事後管理のため。
- その他、銀行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため。  
なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下のとおり、当該利用目的以外での取り扱いいたしません。  
銀行は、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。  
また、銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

2.申込人および担保提供予定者は、銀行が本契約を行うものが、申込人および担保提供予定者に相違ないかを確認するため、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認(写しの入手も含みます)すること、また銀行が住民票を徴求すること(本契約締結後の住所確認のためも含みます)に同意します。

## 第2条(個人情報の第三者提供)

1.申込人および担保提供予定者は、本契約が企業等との提携ローンである場合または銀行代理業者の代理・媒介等による場合、銀行が、申込人および担保提供予定者の個人情報を、融資の申込、契約および継続的な利用に際しての判断や管理のために必要な範囲内で当該提携会社等または当該銀行代理業者に提供することに同意します。

- 申込人および担保提供予定者は、銀行が、申込人および担保提供予定者の個人情報を、本申込、本契約および継続的な利用に際しての判断や管理のために子会社・関連会社に提供することに同意します。
- 申込人は、銀行が、第1条第1項に記載する【個人情報】のうち「取引情報」について、第1条第1項に記載する【個人情報の利用目的】のうち「3.預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため。」「8.契約(銀行とお客さまとの間の契約および銀行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます)や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。」「および「14.その他、銀行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため。」「に連帯保証予定者(連帯保証人を含みます)および担保提供予定者に提供することに同意します。
- 申込人および担保提供予定者は、銀行が、申込人および担保提供予定者の個人情報を、本契約にかかる担保権の設定・変更その他本契約に付随する手続きのために銀行が依頼する司法書士、司法書士事務所等に提供することに同意します。
- 申込人および担保提供予定者は、申込人および担保提供予定者の個人情報が、債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先(その候補先を含みます)または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収の目的のために利用されることに同意します。
- 申込人は、銀行が、本契約にかかる手続きの円滑な遂行のため、本申込に関する諸否の結果を含む本申込および本契約に関する情報を、申込人が購入を検討する物件の売買・売買の仲介・建築請負等を行う不動産業者に提供することに同意します。

## 第3条(個人情報の取り扱いの委託等)

申込人および担保提供予定者は、銀行が事務処理を第三者に委託する場合に、銀行が個人情報の保護措置を講じた上で、収集した個人情報の取り扱いを受託者に委託することに同意します。

## 第4条(個人信用情報機関の利用・登録等)

- 申込人は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に、申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含みます)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第13条6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限り、以下同じ)のために利用することに同意します。
- 銀行が本申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込人は、その利用した日および本申込の内容等が全国銀行個人信用情報センター(以下「KSC」といいます)においては登録日から1年を超えない期間、株式会社日本信用情報機構(以下「JICC」といいます)においては照会日から6ヶ月以内の期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
- 申込人は、本契約に基づく後記の表に記載の個人情報(その履歴を含みます)が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員(銀行を含みます)によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
- 申込人は、後記の表に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前4項に規定する個人信用情報機関は次の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行ではできません)。

## 【銀行が加盟する個人信用情報機関】

- 全国銀行個人信用情報センター  
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/> TEL 03-3214-5020
- 株式会社日本信用情報機構  
<https://www.jicc.co.jp/> TEL 0570-055-955

## 【銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関】

- 株式会社シー・アイ・シー  
<https://www.cic.co.jp/> TEL 0570-666-414

## 【登録情報および登録期間】

全国銀行個人信用情報センター	
登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不届の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難・貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

株式会社日本信用情報機構	
登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、最終返済日等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産手続開始申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から5年を超えない期間
延滞情報	延滞継続中
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年を超えない期間
本契約の申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	照会日から6ヶ月を超えない期間

**第5条(個人情報の開示・訂正等)**

1. 申込人および担保提供予定者は、銀行および第4条に記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等または第三者への提供停止(以下「開示・訂正等」といいます)を請求することができるものとします。
2. 銀行に対する開示・訂正等の請求手続等については、銀行のホームページ(<https://www.shinseibank.com>)に掲載しております。
3. 本条第1項に基づく銀行による開示により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
4. 個人信用情報機関に対する開示・訂正等の請求については、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。

**第6条(不同意の場合の措置)**

申込人および担保提供予定者は、本申込において必要な記載事項について記載を希望しない場合、または本同意書の条項の一部もしくは全部につき同意できない場合(連帯保証予定者が「個人情報の取り扱いに関する同意書」の条項の一部または全部につき同意できない場合を含みます)は、銀行が本申込または本契約の締結を謝絶する場合があることについて同意します。

**2.反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書**

- 申込人および担保提供予定者は、現在および将来、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます)に該当せず、下記1の(a)～(e)に該当しないことを表明・確約し、自らまたは第三者を利用して下記2の(a)～(e)の一つにでも該当する行為をしないことを確約します。また、下記3の(a)～(c)に該当しないことを表明・確約します。
1. (a)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること  
(b)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること  
(c)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること  
(d)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

**3.パワーフレックス口座についての確認書****1.外貨普通預金取引について**

パワーフレックス口座を開設されますと、円預金取引だけでなく外貨普通預金取引なども可能となりますので、ご利用の有無にかかわらず、下記事項をよくご確認くださいませう。 ※外貨普通預金取引は、パワースマート住宅ローン借入の必須条件ではございません。

■申込人は次のことを理解し確認しました。

- (1) 外貨普通預金は、円預金等とは異なり、預金保険の対象ではないこと。
- (2) 外貨普通預金は、為替相場の変動により、為替差損が生じ、満期時または払戻時の為替レートで円換した場合は円貨額がお預入れ時の円貨額を下回り、元本割れとなる可能性があること。
- (3) 外貨普通預金は、新生銀行所定のTTSレート(円貨から外貨への換算相場)とTTBレート(外貨から円貨への換算相場)に差があることにより、為替相場の変動がなかった場合でも元本割れとなる可能性があること。

**4.融資実行後のパワーフレックス口座住所変更手続に関する確認書**

申込人は、本ローン実行後、融資対象物件における居住確認のため住民票写しを提出した場合において、申込人のパワーフレックス口座について当該住民票記載住所への住所変更手続が完了していないときは、当該口座について当該住民票記載住所への住所変更手続を行うことを予め依頼します。ただし、当該口座に関し次のいずれかに該当する場合または銀行が特に要求した場合は、別途銀行所定の住所変更手続を申込人自身で行うものとします。

ただし、第1条第1項に記載する【個人情報の利用目的】のうち第10号および第11号に定める目的ならびにこれらに関連する第12号に定める目的(以下「特定目的」といいます)での自己に関する個人情報の利用に対する不同意についてはこの限りではなく、銀行は当該不同意を理由に本申込および本契約の締結を謝絶しないものとします。申込人および担保提供予定者は、銀行に収集されている自己に関する個人情報について、特定目的での利用停止を請求することができるものとし、銀行は、当該請求があったときは、遅滞なくそれ以降の特定目的での利用を停止する措置をとるものとします。銀行に対する特定目的での利用停止の請求手続等については、第5条第2項に記載の銀行のホームページに掲載しております。

**第7条(契約が不成立の場合)**

申込人は、本契約が不成立の場合であっても、本同意書の同意のもとに申込を行った事実の情報、申込人の支払能力の調査のために銀行が加盟する個人信用情報機関によって登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員に利用されることに同意します。

**第8条(規約の変更)**

銀行は、法令の定める手続きにより、本同意書の条項を必要な範囲内で変更できるものとします。

- (e)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. (a)暴力的な要求行為  
(b)法的な責任を超えた不当な要求行為  
(c)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
(d)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為  
(e)その他前各号に準ずる行為
3. (a)資産凍結等経済制裁の規制対象者  
(b)米国OFAC規制の制裁対象者  
(c)各国が規制するマネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触し、または抵触のおそれがあると合理的に認められる者

**2.口座管理手数料について**

- 申込人は、この口座の口座管理手数料は銀行所定の方法により本決済口座円普通預金から自動的に引き落とし充当することを確認しました。  
※2021年7月1日現在、口座管理手数料はかかりません。口座管理手数料について変更がある場合は、相当の期間をもってお客さまへ通知いたします。

**3.反社会的勢力ではないことの表明・確約違反にかかる措置についての同意**

■申込人は、上記2.記載の表明・確約(ただし、申込人に関するものに限ります)に違反し、またはこれらに関する虚偽の申告が判明した場合は、パワーフレックスの取引の停止や通知により口座を解約されても異論を申しません。これにより申込人に生じた損害についてはいっさいを申込人の責任として銀行に請求せず、銀行に生じた損害についてはその損害額を支払います。

- 1.投資信託口座を保有
- 2.新生証券口座を保有
- 3.少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用
- 4.教育資金贈与専用口座を利用

以上